

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大月市長

## 公表日

令和4年3月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、賦課管理、収納管理、給付管理に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者の資格に関する届出受付、管理等            ②国民健康保険税の賦課及び調査            ③国民健康保険税の収納、還付充当を行う収納管理事務            ④督促状等送付や滞納整理を行う滞納整理事務            ⑤納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理事務            ⑥納税証明発行事務            ⑦医療給付に関する届け出受付、管理、所得区分等の確認、給付            ⑧特定検診、保健指導の受診対象者への通知及び実施状況と結果の管理            ⑨オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、大月市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、大月市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、大月市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、大月市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、宛名システム、国保総合(国保集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項、別表第一第16項、第30項、平成26年内閣府・総務省令第5号第16条、24条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <p>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30            ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条            ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号および別表第二            【情報提供】1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109項            【情報照会】27,42,43,44,45項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号            【情報提供】1条,2条,3条,4条,5条,8条,10条の2,11条の2,12条の3,15条,19条,20条,22条の2,24条の2,25条,31条の2,33条,41条の2,43条,44条,46条,49条,53条,55条の2,59条の3            【情報照会】20条,25条,25条の2,26条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)            ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民課・税務課
②所属長の役職名	市民課長・税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部市民課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8037  市民生活部税務課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8016
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部市民課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8037  市民生活部税務課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8016

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、宛名システム	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、宛名システム、国保総合(国保集約)システム		
平成29年4月1日	I-5-②所属長	税務課長 村上 明人	税務課長 横瀬 政弘		
平成30年7月9日	II-1-1いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年5月8日時点		
平成30年7月9日	II-2-1いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年5月8日時点		
平成30年6月25日	I-3法令上の根拠	平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	平成26年内閣府・総務省令第5号第16条、24条		
平成30年7月9日	I-4-②法令上の根拠	平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条	平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3 【情報照会】20条、25条、25条の2、26条		
平成30年7月9日	I-5-②所属長	市民課長 天野 淳・税務課長 横瀬 政弘	市民課長・税務課長		
令和1年6月19日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号および別表第二 【情報提供】1項および12項 ・情報提供者が市町村長となっている 地方税関係情報の各項目 ・情報提供者が医療保険者となる 医療保険給付関係情報の各項目 ・その他給付の支給に関する情報の各項目 【情報照会】27、42、43、44、45項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3 【情報照会】20条、25条、25条の2、26条	番号法第19条第7号および別表第二 【情報提供】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109項 【情報照会】27、42、43、44、45項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3 【情報照会】20条、25条、25条の2、26条		
令和1年6月19日	IVリスク対策		様式変更に伴う追加		
令和2年6月11日	II-1-1いつの時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和2年3月10日時点		
令和2年6月11日	II-2-1いつの時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和2年3月10日時点		
令和2年9月23日	I-1-②事務の概要		【項目を追加】 ⑨オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、大月市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、大月市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、大月市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、大月市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。		
令和2年9月23日	I-1-③システムの名称		【項目を追加】 医療保険者等向け中間サーバー等		
令和2年9月23日	I-3法令上の根拠		【項目を追加】 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		
令和2年9月23日	I-4-②法令上の根拠		【項目を追加】 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		
令和2年9月23日	II-1-1いつの時点の計数か	令和2年3月10日時点	令和2年9月14日時点		
令和2年9月23日	II-2-1いつの時点の計数か	令和2年3月10日時点	令和2年9月14日時点		
令和4年3月7日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号および別表第二	番号法第19条第8号および別表第二		